日中戦争下の「親日派」

――「漢奸裁判」試論・その二――

劉　傑

一、はじめに

中国で出版された歴史書で、大胆な仮説を立てているものが現れた。『天朝の崩壊』[1]である。著者は中国の伝統的な歴史観に挑戦し、歴史人物を善と悪で二分するのを止め、体制や制度との関連で歴史を見直すように呼びかけている。特に従来、外敵の侵略に対して武力のみならず、和平交渉の可能性も重視した人物への評価を見直すべきだというのである。すなわち、妥協は投降であり、投降はイコール売国であるという図式を否定しなければならない。著者は数千年にわたって中国を支配してきた「王朝」制度を中国の後進性の原因と見なした。歴史人物の善悪で歴史が書かれるのは、まさに王朝制度を維持するために、「天朝」側が編み出した手法だったのである。

さて、日中戦争後の漢奸裁判はどうだろう。大量の「親日派」が断罪されたその裁判によって、「天朝」が意図的に隠そうとした歴史の真実が、未だに見えてこないのではないかとの懸念がある。「親日派」の言い分はどのよ

うに扱われたのか、勝者側（蔣介石国民政府）は裁判を利用して、意図的に真実を隠そうとしたならば、それはどういう目的で、どのように隠したのか、これらの疑問は未だに解決されていない。

漢奸裁判において、「親日派」の主張はほとんど聞き入れられなかった。彼らに対する断罪は如何なる裁判よりも容易であった。国を売った人に課する懲罰は「厳し過ぎる」ことはない。審理は必要であったが、それは形式的なものに過ぎなかった。抗戦の勝利に酔い痴れた国民は、政府の意志で行われた裁判に疑問を抱くこともなかった。しかし、「親日派」の歴史は、近代の日中関係史の重要な部分である。それを「悪」と単純に排除するのではなく、彼らの主張にも耳を傾け、歴史における彼らの本当の姿を再現することも重要である。

本論は、前論[2]につづき、漢奸裁判を材料に、「親日派」の主張を検討し、彼らがどのような裁判を経て、「漢奸」と結論づけられたかを考える。「親日＝漢奸」の図式が定着して五〇年以上経過した。しかし、この図式は未だ日中両国の頭上に重くのしかかっているように思われる。

二、政治家・陳公博の場合

一九四五年一〇月三日、日本へ亡命した陳公博ら汪兆銘政権の重要人物の一行が南京へ送還された。これより先の九月二七日、「処置漢奸案件条例草案」が国民参政会を通過している。一一月二三日、国民政府が正式に「処理漢奸案件条例」を公表したが、一二月六日、一六カ条からなる「懲治漢奸条例」を新たに制定して漢奸裁判に向けての法的整備が完成された。「条例」の規定にしたがえば、次のような罪を犯したものは死刑か無期懲役に処され

ることになった。一、自国に反抗しようとしたもの、二、治安の擾乱を図ったもの、三、敵のために軍隊を募集したもの、四、敵のために軍需品を供給、販売、運送したもの及び武器弾薬の原料を生産したもの、五、敵のために米、麦等の食糧を供給、販売、運送したもの、六、敵に金銭と資産を供給したもの、七、軍事、政治、経済情報を漏洩、窃盗したものや文書、図書物品を窃盗したもの、八、ガイドなど軍事的職を務めたもの、九、公務員の公務を妨害したもの、一〇、金融を撹乱したもの、一一、交通、通信を破壊したもの、一二、飲料水と食品に毒を投じたもの、一三、軍人、公務員及び一般人民を扇動し、敵に降伏させたもの。(3)

さて、陳公博に対する起訴状が作られたのは一九四六年三月一八日であった。総論の部分において、陳公博の罪状について次のように述べた。

「日本軍は長年の戦争を経て、軍事的にはもはや泥沼に陥っていた。一方我が全国の軍人と国民が最高指導者の指導のもと一致団結し、ともに国難に当たっていることを目の当たりにした日本は、中国実力の侮れざるを知り、策略を転換し、中日親善と称して、和平の言論を吹聴するようになった。その目的は我が民族思想を消滅させ、我が抗戦勢力を分散させることに他ならず、その手段は悪辣極まりない。被告らは要職にあり、常に党は分裂してはならず、国家は統一せねばならぬと公言したものでもあり、日本侵略者の陰険たる謀略を察知しなかったわけではない。しかしながら、国勢が危機に直面した一髪千鈞の局面に臨み、汪兆銘に追随し、和平を声明した。さらに、偽政府を組織し、悪質な宣伝によって人心を動揺させた。我が最高指導者の毅然たる指導と全国民の忍耐強い刻苦奮闘、並びに同盟国の援助がなかったら、抗戦の結果は予想できないほどのものとなっただろう。被告は狡猾にも汪兆銘の重慶離脱に終始反対したと称するが、しかし、汪を追って密かに

脱走した事実に変わりはない。また、偽政府の成立も終始反対したというが、しかし実際には偽政府の成立当初から要職についている。しかも、汪兆銘の死後、その職務を継承した。被告が好んで敵に投降し、名誉のために売国したことは、弁解の余地のない事実である。嘗て秦檜も和平を主唱したとはいうものの、南宋の独立を保全した。（中国五代の後晋の建国者）石敬写が契丹国王を父と呼んで臣事したとはいえ、燕雲十六州を割譲しただけで、自主権を失ったわけではない。独り被告と汪兆銘らは敵の占領地下に傀儡政府を組織し、敵の意志なら、すべて従順であった。これは金の冊封を受けて楚帝と斉帝となった張邦昌や劉豫とどこが異なるだろうか。対内的には将士の敵愾心を無くし、対外的には敵の侵略を助長した。その影響は亡国滅種に十分であり、我が民族を再起不能の境地に陥れた罪は、死をもって償っても償いきれない」[4]。

つづいて、起訴状は陳公博の「偽職」在任中の罪を以下の一〇項目に列挙した。

一、（日本と）条約を締結し、国の栄誉を辱め主権喪ったこと
二、物質を捜索し敵に供給したこと
三、偽銀行券を発行し、金融を撹乱したこと
四、敵を味方と見なし、参戦を宣告したこと
五、敵のための兵役を集めるために、壮丁を徴収したこと
六、阿片を公売し、自国民を毒化したこと
七、教材を改編し奴隷化教育を実施したこと
八、清郷の名を借りて志士を殺害したこと

九、官吏の汚職政治の腐敗を助長したこと

一〇、偽軍を改編し禍害を国家に残したこと

起訴状に対して、陳公博は一九四六年三月中旬ないし四月上旬に執筆した「答弁書」で反論を展開した。まず総論部分への陳公博の反論を次に紹介しておこう。

「われわれは感情を抑えて、冷静に考えなければならない。汪先生が南京に戻った頃、日本に占領された地域はすでに一〇省以上にのぼっていた。人民に対して救難はあっても、売国云々はあり得ない。南京にいた数年間は、国力を保つために、毎日のように悪戦苦闘し、屈辱や誹りに耐えてきた。個人的には、苦しみがあっても、栄誉、利益云々はあり得ない。私は汪先生の行動には反対し続けたが、汪先生の心情には同情的である。今日、われわれは民国の創立に功績を立てた汪先生の経歴や人格を偲ぶべきであり、また、事変前と事変中において、彼が如何に国家のことを思い、蒋先生のために苦労を克服したかを考えるべきではないか。すでに亡くなり、蘇って弁明することのできない人に対して、かくも譏ったり、(歴史上の人物に)喩えたりすることは、いかがなものか[5]」。

また、起訴状で列挙された一〇の罪に対し、陳公博は逐一反論を加えた。

第一点について、陳公博はまず、中日基本条約の締結に終始反対したことを強調した。彼の説明によると、「正式調印前の討議の時、汪先生は私に討論に参加せよと勧めたが、私はそれに応じなかった。それは条約原文を改訂してみても、結局は単に文字を変えるだけにすぎなかったからである。もし私が討議に参加したら、調印後もはや反対するすべもなくなってしまう。私は私の反対する立場を保留したかったので、参加を受諾しなかった」という

のである。また、基本条約の評価について、陳公博は、調印後阿部信行大使との談話を紹介しながら、そもそも基本条約と称されるものは、「文字通り、両国の根本大計を謀らなければならないが、この条約の内容では、基本条約どころか、停戦協定にもなり得ない」と述べた。また、近衛声明との関連にも言及して、「口には東亜新秩序を唱えるが、基本条約の内容は一条として旧秩序たらざるはない。しかも旧秩序中の最悪のものである」と、調印当時から、この条約に反対であったことを訴えた。その結果、四三年末に基本条約が廃止されたことは、一連の彼の主張と無関係ではないと陳公博は主張する。同盟条約について、もはやすべての密約を取り消し、いわゆる華北での駐兵や経済提携の条項もはずされ、内蒙も中国に返還された。残った問題は、ただ満州国一つだけである。

この満州国の問題についても、陳公博は、「取り消さなければ、中日間の一大障碍であり、中国の生存に影響を与える致命傷である」との認識を示して、四四年、柴山陸軍次官と会談したときのことを紹介した。それによると、この年の夏、柴山陸軍次官が小磯内閣の命を受けて南京に来たときも、重慶との講和を柴山が希望したが、陳はまず満州国の解消なくして問題解決の道なしと応えた。同じ年の一二月陳公博が東京へ行ったのもこの満州国の問題を解決するためであった。小磯はこの件について討論すると答えた。

陳公博は最後に、「私はこの満州国取り消し問題につき、すでに重慶に情報を知らせてある」とのことを公表して、「検察官は単に基本条約の調印という一点だけを取り上げて訴追しているが、私が基本条約に反対したこと、その後基本条約を廃止したこと、さらに、満州国の解消を日本に求めたことなどをまったく問題にしていない。これはあまりにも事実を無視しているのではないか」と述べて、検察官に対する強い不満と不信を露わにした。

第二、いわゆる敵に物資を提供したことについて、起訴状で述べられたことに対し、陳公博は自分たちの行動は

「物資を集めて、敵に反対した」と反論した。彼は、南京政府は日本に従順な政権ではなかったということを強調したかっただろう。彼の解説によると、「日本は民国二九（一九四〇）年ないし三〇年段階では、南京政府と全面和平を実現することを希望していたが、その後、徐々に南京政府は敵性政府だと認識するようになった。数年来、汪先生には表面上敬意を示していたが、内面的には重慶は武装抗戦であり、南京は和平抗戦だと批判していた」。そのため、日本は軍隊の編成についても故意に延期し、南京政府に軍隊をまとめる機会を与えなかった。一方、経済面において、統制は民間で行うべきということを理由に、南京政府に上海で各種統制委員会の設立を強要した。これらの組織は実際上は日本人に牛耳られていたのである。日本との戦いが日増しに激しくなったに連れて、物資をめぐって、日本は最後には南京政府を孤立させ、直接民間を圧迫する政策をとった。いわゆる商統会、食糧統制委員会、棉紗布統制委員会等は、すべて南京政府を孤立させる巧妙なる方法であった」というのである。

また、南京政府が日本のために製鉄の材料となる鉄くずを集めたとの訴追について、陳公博は、「上海住民の鉄ドア、鉄窓も対象にされたとの噂もあるが、これは、上海住民の住宅を調べればよい」と否定し、「南京は銅くず、鉄くずを集める意志がなかったため、日本側はこれに対し、南京政府は少しも戦意なく、協力しようともしないとして、南京及び各地の系統政府に悪感情を抱くに至った」と述べて、この問題をめぐっても南京政府と日本との間に激しく対立したことを強調した。

敵に食糧を提供したとされたことについて、「日本は軍米区をつくり、日本軍が自分勝手に買収したものだ。南京政府は逆に軍米区を日本から奪回する闘争を行った」と弁明した。

物資をめぐって、如何に日本軍と戦ったかについて、陳公博は日本の掠奪から守られた棉紗布は未だ数万束が上

海に保存されていることを例に挙げて、証明した。

第三点、紙幣を発行して、金融を撹乱したとされたことについて、陳公博は「中央儲備銀行銀行券（中儲券）を発行した最大の目的は、日本の軍票に対抗するため」と主張した。その経緯について、陳公博は次のように説明する。すなわち、日本側が軍票を大量に発行したが、その軍票に対する準備基金はなかった。しかも、日本軍は一部の物資に対する統制政策を実施し、軍票でなくては買えぬことにしたので、軍票の価値が高くなり、それに釣られるような形で、物価が高騰し、人民の生活に打撃を与えた。このような状況に鑑み、日本側と度重なる困難な交渉の末、やっと中儲券を発行することに成功した。

中儲券発行の効果について、陳公博は「事実として認めなければならないことは、発行後ある時期に、物価がやや安定した」と高く評価する一方、その後の物価の高騰は、物資の欠乏、日本軍による物資の乱買によるところが大きいとした。そして、最後に、「今日物価が高騰しているのは処置の問題であって、決して中儲券自身の問題ではない」と締めくくった。

第四点は、太平洋戦争への参戦責任について追及されたが、参戦の理由について陳公博は次のように説明した。

「日本は太平洋戦争後、物資が欠乏したので、中国においても従来よりきびしく物資を探索し、軍用に供していた。このようなことは一向に止めることはなかった。ところが、南京政府はこれをとがめることもできず、人民はこれに対し不平不満を訴えることもできなかった。南京政府は何とかして中国の国力を保存しようとし、そのため物資を確保しようとした。そのためには参戦よりほか途はなかったのである。しかも参戦の名を借りて、租界の回収、治外法権の撤廃を要求することができ、さらにこれを契機に政治と軍事の独立を求めることによっ

て、日本の軍事的束縛から解放することも期待できる」。

陳公博が特に強調したかったのは、南京政府は宣戦を布告したものの、「一兵一卒たりとも太平洋戦争に参加させなかったし、重慶との戦争にも一兵一卒を出さなかった」ことである。

また、起訴状では、「代理主席に就任してからも、一貫した政策を維持し、改めようとしなかった」と重慶に敵対する陳公博の姿勢をきびしく追究しているが、これについて、陳公博は、

「私が二三年一一月二〇日、代理主席に就任した日の声明で述べたように、国民政府還都以来、重慶政府を敵と見なしたことは一度もなかった」と主張した。また、「党は分裂してはならず、国家は統一せねばならぬ」ことも強調した。「この声明の意味するところは、当然ながら蔣介石先生の指導のもとでのみ党の不可分と国家の統一が可能である。考えればわかるように、不肖陳公博指導のもと、国民党と中国を統一することはあり得るだろうか」と力説した。

太平洋戦争全体について、陳公博は四五年の五月から六月にかけて、日本に対し、重慶側に調停役を務めさせる手だてはないかと建言したことを明らかにし、それは、「これを契機に中国が国家の地位を高め、国際問題における中国の発言力を強化することができる。こうすれば将来、東北を取り戻すときには予想外の問題も起こらないだろう」という陳公博の苦心によるものだと説明した。予想外の問題とは、ソ連の発言力の拡大による東北の主権喪失を憂慮したことであろう。

第五点、日本軍のために壮丁を募り、訓練させたことであるが、陳公博は真っ向からこれを否定した。ただし、「少なくとも、私はこのような命令を下したことはないし、汪先生もこのような命令を下したことはないと私は信

じている」というのが、陳公博の精一杯の自己弁護であった。

第六点、阿片を公売したとされたことについて、陳公博は次のような実態を明らかにした。

「事変後、日本人が宏済善堂を利用して、阿片を運送販売したが、これは南京政府が関与できることではなかった。一部の噂によると、ここで稼ぎ出された資金は内閣と軍部の機密費に転用された。……二三年三月頃、日本は国内の政治状況によって、南京政府にこの事業を引き継がせた。南京政府は以後三年間を禁絶期間と決め、三三年から毎年三分の一のペースで減らしていく予定であった。また、販売所もそれに併せて、毎年三分の一ずつ減らしていく計画であった。これと同時に、毎月千万元以上の予算を衛生署に与え、禁煙病院を設置させ、各地の煙館の閉鎖を命じた」。

第七点、教材を改編して、奴隷化教育を行ったことについて、陳公博は三民主義を提唱したことを強調して起訴状に反論を加えた。それによると、「現在、教育の最高精神は三民主義である。南京へ還都してから、維新政府の五色旗を廃止して、青天白日旗を復活させた。国父の遺影は再び掲げられるようになったし、国父の遺言は再び詠まれるようになった。また、三民主義も公式に宣伝されるようになった」というのである。

陳公博は、三民主義の中でも「民族主義」が最も重要であるといい、「私が最も恐れたことは、人民が日本の統治に慣れることと、軍人が日本の支配に順応していくことである。そうなれば、中国は永遠に立ち直れないだろう。そのため、私は汪先生に政治訓練部の設立を建言した。」「私は一部の人が日本に対して卑屈な態度を示しているのを見て、実に不愉快であった。これは単なる国の恥だけではない。このような堕落によって、民心は再起不能の状態に陥ってしまうことをもっとも恐れていたのである」。

第八点、清郷についての陳公博の弁明はこうである。

「清郷について、南京政府と日本の見解は違う。南京側の見解とは、事変によって、人民は苦しみのどん底に陥った。そのため、人民の安居楽業と苦痛の解消に対策を講じなければならない、というものであった。当時の農村は、省政府に納税しただけでなく、新四軍にも、匪賊にも納税しなければならなかった。このような状況を改善するために清郷を行ったのである。ところが、日本は清郷の名を借りて、物資をより簡単に入手することを考えたのである」。

清郷のなかで、多くの志士が殺されたと追究されたことについて、陳公博は、「重慶側の人間で、日本人に逮捕されたものは、聞知しなかった場合や、力の及ばぬ場合を除いて、保釈するように努めた。このような私の行動は、同志の寛恕を求めるためのものではない。私は党は分裂してはいけないという私の主張を実行していたのである」と主張した。

起訴状の第九点は、南京政府下の汚職を非難した部分であるが、これについて、陳公博は長々と自らの潔白を表明したあと、「南京政府中、汚職や和平運動を利用した成金はいないわけではない。特に日本人を背景に持つ各地の官吏、軍人には、このようなケースが実に多い」と認めた。

第一〇点、偽軍を改編したことについて、陳公博はこれを「共産党対策」としてその性格を位置づけた。「もし、このような軍事的な計画をしなければ、蘇北が共産党の手に落ちるだけでなく、江南も共産軍の蹂躙にあうことになろう。当時、軍を改編しなければ、いまや東南地方はもはや匪賊の手に落ちているだろう」。

以上のように、起訴書に対する反論を終えた陳公博は、起訴状そのものの構成、表現などの欠陥を取り上げて、

次のようにこの裁判のあり方を批判した。

「起訴書で羅列した各点は、憶測の域を出ていない。たとえば次のような表現である。『謀議に参加しなかったとは言えず、共同責任を負うのは当然である』（原文＝不能謂未参与謀議、自応同負其責）、『他に主宰者が居たものの、共同責任を負うべし』（原文＝雖別有主持人……亦応共同負担）。

また、私が関与しなかったこと、全く聞いたこともないこと、あるいは断じてあり得ないことも織り交ぜられた。自白書で述べたことについても、全文を引用せず、断片的に引用しただけである。以上のようなことで、起訴書は事実を部分的に切り裂くか、流言を根拠に組み立てられたとしか言いようがない。さらに、文章自体は行文の快適さに気を取られ、客観的事実に基づいていない。

ところが、検察官のやり方はわからなくもない。当時、私が重慶や香港で党の団結と国家の統一を極力図り続けた状況は、誠に紆余曲折に富み、複雑なものであった。これは、今日の検察官の理解できる範囲を超えている。南京に戻ってきてから、国家と人民の気力を維持するために、日本人と悪戦苦闘した。たとえば、東南各省を維持したことにより、蒋介石先生が容易に中国を統一することに貢献したことも、検察官が容易に理解できることではない。……しかし、私は、汪先生の御存命中、先生を補佐した一人であり、汪先生の死後、建前上、軍事、政治の全責任を受け持った人である。これだけでも充分重罪に値する。何も一〇大罪を綺麗に羅列しなくてもよい」[6]。

そして、最後に陳公博は「答弁書」を次のような言葉で締めくくった。

「汪先生に対して、私はやり残したことはないが、蒋先生に対しては、まだ心残りがある。というのも、中

国の統一は未だ実現していない。おそらく今後も統一のチャンスに恵まれることは期待し難い。ところが、蔣先生なくして中国を統一に導く人は考えられない。日本が投降するまでの私の役目は、統一のための道を切り開き、しかる後、蔣先生による統一を待つことだと私は理解している。また、日本が投降したあとの私の気持ちは、決して蔣先生の尊厳を傷つけるようなことがあってはならない、ということである。戻れといえば戻るし、有罪と宣告されるならば、私はそれを甘受し、法にしたがう模範を示す用意がある。こうすればこそ、蔣先生の統一事業を容易なものにすることができよう。本案は複雑といえば、複雑だし、単純といえば単純である。どうか好きなように判決を下して結構だ。私はこれ以上弁明するつもりはないし、上訴する用意もない[7]」。このように述べた陳公博はみずから弁護人を立てることはなかった。この答弁を受けて、一九四六年四月一二日江蘇高等法院から判決[8]が下された。

判決書の「主文」の部分は、「陳公博は敵国に通謀し、本国に反抗することを図ったことで、死刑に処し、終身公民権を剝奪する。家族に必須の生活費以外の全財産は没収する」という内容であった。

そして、量刑の際、根拠となった犯罪事実について、以下一一項目を挙げた。

1、一九三七年に日中戦争が勃発すると、国民政府は長期抗戦の方針を決め、重慶に西遷して反撃に備えたが、汪兆銘らは既定の国策に反し、近衛首相に利用され、密かに日本との講和をはかった。これには陳公博は追随し、謀議に参加した。

2、一九三八年の末に汪兆銘の呼びかけに応え、成都からハノイに潜入し、引き続き和平運動について協議を行った。

3、汪兆銘が艶電を起草し、陳公博と周仏海がこれを香港に持ち込んで発表し、近衛が主張した和平三原則に呼応した。

4、汪兆銘らは上海に移り、日寇と和平の基礎条件について交渉し、偽政権の樹立を目指すが、その間、陳公博は香港と上海間を往復し、終始この交渉に参画した。

5、一九四〇年三月三〇日、南京に偽国民政府を樹立したが、汪兆銘が主席を自認し、被告は立法院長に就任した。同年五月、「専使」の名義で日本を答礼訪問した。（ここでは、陳公博が弁明書で述べた抗議内容を採用して、上告書中の「謝礼」訪問を変えて、「答礼」とした。……筆者）

6、日本占領下の上海市長を兼任し、日本の保護下に入り、中央政府を裏切った。

7、同年一一月三〇日に南京で「中日基本関係条約」に調印し、同時に「中日満共同宣言」を発表して満州国を承認し、我が国の領土の保全を破壊した。

8、太平洋戦争開始後、日寇の方針にあわせて四三年一月九日に我が盟国英米に宣戦を布告し、日寇と同盟条約を締結した。その後、大使として日本を訪問した。

9、翌年三月、汪兆銘が治療のため日本へ赴いたあと、被告は偽国民政府主席と偽軍事委員会院長の職務を代行し、偽政府の軍政大権を独占した。

10、汪兆銘の死後、正式に偽主席代理に就任し、行政院長も兼任した。しかも元首の資格で日本を訪問した折りに、敵国の天皇に拝謁し、汪の遺志にしたがって、日寇との同生共死を誓った。

11、昨年八月、日本が敗戦したため、罪が追究されることを恐れて、日本へ亡命した。

判決書のもっとも重要なところは「理由」の部分である。この判決理由の部分で、被告が答弁書で自己弁護したことについて以下の五項目にまとめ、それぞれ厳しい反論を加えた。

第一、被告は「党は分裂してはならず、国家は統一しなければならない」という原則に基づき、汪兆銘の重慶脱出と新政府の樹立に繰り返し反対したが、効果がなかった。しかし、汪兆銘との従来の深い関係を考え、彼から立ち去ることはできなかったと主張しているが、これについて、判決理由は次のように反論した。

「被告がいったように、繰り返し反対しても効果がなかった場合には、物事の重大さに鑑み、去就を決めなければならない。ところが、被告は汪兆銘の呼びかけに応え、ハノイに潜入し、講和を主張する艶電を発表した。その後、偽国民政府を南京に成立させ、要職についた。汪の死後、その立場を継承し、政府の首班に就任した。さらには満州国成立一三周年の記念放送において、汪の遺志を継承し、日満と緊密に手を携え、共存共栄の実現を誓った。被告はあらゆることを犠牲にしても主権の放棄や国家を侮辱する行動を決行したのである。汪兆銘個人には忠誠を果たしたかも知れないが、国家と民族に与えた危害は大きい。しかも被告は日本の力を借りて東南地方を勢力下に納め、国家に分裂の局面をもたらした。さらに偽国民党を組織、六全大会を召集して、勢力の拡大を図った。被告は、党は分裂してはならず、国家は統一しなければならないというが、これは事実と相矛盾するのではないか」。

被告の第二の主張は、「中日基本関係条約」には当初から反対した。被告が繰り返し要求した結果、同条約はついに廃止された。また、満州国の解消をめぐっても、みずから率先して日本側と交渉した。

この点についての判決理由の反論はこうである。

「『中日基本関係条約』によれば、日本は蒙彊及び華北に駐兵権を有し、また、我が国の領海内に艦隊を駐屯することもできた。経済提携に関する項目は、日寇に我が主権の侵害、物資の強奪を容認した内容である。この条約は不平等条約と知りながら、汪兆銘に迎合して、被告の管轄下にある立法院を通過させた。国家はこれによって、束縛されるような格好となり、日寇の付属品となった。被告は国家と民族を犠牲にしても惜しまなかった。たとえ、事前に反対し、事後に廃止を求めても、責任を免除することはできない。しかも、『基本条約』は廃止されたとはいえ、その後『中日同盟条約』を成立させ、敵国と同盟関係を結び、関係を強化した。これは中央の抗戦の国策に相反するものである。また、被告は汪兆銘に協力して「中日満共同宣言」を発表した後、四五年二月二六日に満州国成立一三周年の記念放送を行ったことから見ても、終始満州国の存在を容認していたのではないか。その影響は、我が国領土の保全を破壊するのに充分であった。被告は日寇に満州国の解消を要求したというが、信用できる弁明ではない」。

陳公博の第三の主張は、日本と講和したのは、全面和平を実現するためのものであり、重慶政府には敵対行為を一切行わなかった。南京政府は英米に宣戦を布告したものの、出兵しなかった。宣戦を布告した目的は、あくまでも日本による物資の強奪を阻止するためであった、というものであった。

これに対し判決理由は次のように反論する。

「日本との講和は、抗戦を国策とする国の方針に違反する。しかも、被告らは中央政府を裏切り、別に偽政府を組織した。偽中央政府会議の決議案において、『国府の還都後、重慶側の対内、対外諸政令と条約、協定並びに契約などは一切無効になる。すべての軍隊は即刻停戦して待命すべし。すべての公務員は早い時期に上

京して報告しなければならない』と決めている。この決議案において、大胆にも『国府の還都』という言葉を使い、重慶政府の存在を否定していることは、中央政府の立場に取って代わろうとしていたのである。いわゆる重慶政府に敵対する行為はなかった云々は、全くの詭弁である。また、我が国既定の方針は英米の民主主義陣営を連合して、ドイツと日本の枢軸に抵抗することであったが、被告は汪兆銘と偽政府を樹立し、敵国たる日本と手を組み、無謀にも英米ら同盟国に宣戦を布告した。その目的は枢軸の陣営に加わり、英米を倒し、我が中央政府の抗戦事業を孤立無援の状態に追い込むことである。日寇による物資の強奪を阻止するため云々は、ごまかしにすぎない」。

第四、被告の主張によれば、日本占領下の人民は深刻な被害を蒙ったが、南京政府の緊急対策により、何とか国力を維持したとあるが、この点に対し、判決理由は次のように一蹴した。

「日寇は占領地域をコントロールする力がないため、傀儡政府を作り、以華制華、以戦養戦の目的を実現しようとした。被告と汪兆銘が偽政府を設立してから、日寇の意志に従い、占領地で行われた物資の強奪、紙幣の乱発、阿片の公売、青年の奴隷化教育、清郷などの諸政策は、人民を災難に追い込むものであり、……人民を救い、国家の元気を温存した云々は、全く根拠のない話である」。

そして最後に、被告の第五の主張は、日本敗戦後、南京の治安を維持し、国民政府軍による接収を準備した。また、日本に行ったことも日本で命令を待っていたのであり、亡命ではないというが、この点について、判決理由は、まったく弁護の材料にもならないと無視する姿勢を示している。それによると、

「そもそも偽政府は傀儡組織であり、日本が敗戦すると、存続の根拠がなくなり、解体の運命は免れない。

当時戦争を停止して、南京で待機中の今井、岡村ら投降軍人は国民政府軍が到着するまでに、命令に従って治安を維持する義務があり、被告の協力は必要としない。しかも、南京に駐屯した被告管轄下の残余兵力はわずかであり、大勢に影響を与えるほどのものではなかった。たとえ敵軍とともに治安を維持したとしても、それは途方に暮れたやむを得ない選択であり、寛大な処分を求める理由にはならない。もしも誠心誠意罪を償うつもりであれば、如何なる状況であれ、南京で待命すべきであったが、被告は日本が敗戦すると、早々と日本へ逃れた。これは罪が追究されるのを恐れた亡命としかいいようがない」。

判決書を概観するとわかるように、陳公博が「答弁書」で述べたことは何一つ認められなかった。いや、被告が主張したことについて事実関係の調査をしようともしなかった。結論は明白であった。「漢奸政府」に加担した人々に対する処置は、当初から決まっていて、被告の弁明が裁判の行方を左右する力をまったく持たなかったのである。これに強い不満を抱いた陳公博の妻李励荘が、一九四六年四月二〇日に「上訴文」[9]を作成し、公正な裁判を求めた。「上訴文」は四つの部分に分けて論じられている。

第一の問題点として指摘したのは、この審判はわずか六時間で審理を終結させ、とりわけ被告に有利な事実について、何ら調査を行っていないことである。それでは、李の「上訴文」でいう被告に有利な事実とは何か。

「上訴文」によると、本案の性格に関わる重要な問題は、被告が最終的には汪兆銘にしたがって重慶を離れたが、終始汪兆銘の重慶離脱に反対したことであり、また、結局は新政府の要職に就任したものの、終始汪兆銘の新政府設立に反対したことである。李の主張するところは、「事態を複雑にした内幕を理解しなければ、本案の真実はわからないし、被告の人知れぬ苦労も報われない」ということである。

上訴文を検討するとわかるように、李がこのようなことを訴えたのは、政治の複雑さ、党内の権力闘争や勢力争いも国民政府の分裂を生み出した重要な原因であったと強調したかったからである。「上訴文」は陳公博が汪兆銘に追随した経緯について次のように説明した。

「被告が今日まで主張しつづけた『党は分裂してはならず、国家は統一しなければならぬ』という理念は、長年の苦い経験から得られた教訓であり」、「民国二〇年から、被告はこの理念を実践してきた」。ところが、「汪兆銘が重慶を離脱することを決め、被告はそれに全力反対しても、効果が見られなかったそのときに、汪兆銘と数十年にわたって革命を生き抜き、生死をともにしてきた仲であったことを考え、道義的にも、感情的にもまったく無関心ではいられなかった。しかし、また一方では、党の立場や、国家の立場から考えれば、その後の救済措置をとらなければならなかった。公と私の両方を配慮して、被告は重慶を離れたあと、蔣主席に書簡を送り、局面を挽回するための最後の努力をした」。

つづいて、「上訴文」は民国二九年軍統局との連絡の状況を披露した。すなわち戴笠局長から地下工作員の保護、無線連絡の維持、汪兆銘と敵との密約内容や交渉の経過の詳細報告などの三大任務を与えられたが、これに対し、陳公博は忠実に実行した。

「上訴文」はまた、重慶との往復電文を数通紹介した。

第一の電文は四四年一二月、時局方針を尋ねた戴笠への陳公博の回答である。それを要約すると次のような内容となっている。

まず、現段階においては、日本に対してごまかしでいかなければならない。外交面で折衝を重ね、中国に有利な

条件を獲得して、戦争の終了を待つ。これが上策である。次に、全力を挙げて南京政府の区域内で共産党の根絶に努めなければならない。そして最後に、我が領袖に対する尊敬の念は万人の知るところであり、党は分裂してはならず、国家は統一せねばならぬ。状況が変われば、即時に蔣先生のところへ向かう。

第二の往復電文は、四五年三月ないし四月のもので、戴笠が被告からの共産党根絶の報告を受けた後、被告に送った全国の共産軍の配置地域、番号、及び指揮官の一覧である。これを参考に被告が共産党対策を講じた結果、東南地域は共産党の被害を受けずに済んだと、「上訴文」は主張する。

第三の往復電文は、同年六月頃のもので、内容は南京政府下の軍を掌握し、共産軍に対抗する方策を採るように陳公博に求めたものと、それに対する陳公博の報告である。

これらの電文を紹介したあと、「上訴文」は、「これらの電文は、民国二九年から中央と秘密裏に連絡を取り、敵側の機密を中央に報告して、本国に利益をもたらしただけでなく、中央に協力する行動も行ったことを証明するのに充分である」と述べ、「私的な立場では、革命的道義に基づき、汪兆銘を裏切ることはなかったし、公的な立場では、中央のために工作しない日は一日たりともなかった」と力説し、公私のバランスをとりながら難しい選択をおこなった陳公博の姿を裁判官に訴えた。

本裁判について「上訴文」が提示した第二の問題点は、弁護人は有名無実ということである。「上訴文」によれば、本案に関し、公設の弁護人が出廷して弁護をおこなっているが、審理が始まる前に、弁護人は被告に接見したこともなければ、本件の経過及び被告に有利な事実、物証、証人などについて、何ら知識を持っていない。当然ながら、裁判においては被告に有利な弁護はできない。

「上訴文」が本裁判の公正性について提示した第三の問題点は量刑の不当である。「上訴文」によれば、量刑に際して、犯罪の動機、犯罪の目的を配慮しなければならないが、陳公博の動機は、中国数千年の倫理観に基づき、公私の両全を図ったものであり、目的は、国家と民族の実力を温存するためというのである。危険を冒して重慶との連絡用の無線を設置したり、中央政府の工作員を保護したり、軍事面で戴笠に協力したりしたことは、このような動機と目的を立証していると上訴文はいう。

「上訴文」が提示した第四の問題点は、いわゆる「自首条例」が適用されていないことである。「上訴文」によれば、被告は重慶を離れた直後に、蔣介石軍事委員会委員長に書簡を送り、目下の状況を説明し、今後の救済措置についても意見を陳述した。このような行動を自首と見なすべきだと「上訴文」は主張した。その後もしばしば重慶との往復電文で、蔣介石への忠誠を誓い、重慶に対する敵意のないことを表明してきた。これらは全部自首の意思表示であるというのである。

「上訴文」は最後に次のような言葉で結んでいる。

「本上訴文で列挙した種々の事実や往復電文は、機密に関わり、党と国家の前途や時局に甚大な影響を及ぼしかねない。夫は、蔣主席の党と国家を維持する苦心を顧慮して、紛糾を避けるため、自白書において敢えてこれらのことについて言及しなかった。しかし、本案の真相を究明するには、これらの事実を明らかにし、再審を求める以外に方法はない。一方、個人のことで国家に害を及ぼしてはいけない。故に、秘密の保守、ならびに国共の摩擦を避けるために、上訴文を公開しないことを期望する」。

以上のような李励荘の上訴に対する最終判決が下されたのは、一九四六年五月一六日であった。今度の判決書は(10)

前回の判決書同様、陳公博の罪状をきびしく糾弾する一方、李励荘の上訴に対する配慮がまったく見られず、上訴はあっけなく却下された格好であった。

「上訴文」で述べられた第一点、すなわち、陳公博は重慶を離れ、南京政府の要職についたが、心理的に、また、行動的にも終始このような行動に反対したとされた問題について、判決文は「被告は事実上汪兆銘に追随し、日本と講和した。これは中央の既定方針たる抗戦の国策に反するものであり、しかも、敵の保護下に入り、偽党と政権を樹立して我が中央に対抗した。したがって、故意に敵国に通謀し、自国に反抗するという罪はすでに成立した。たとえ行動に相反する心情や見解があっても、犯罪の成立とは何ら関係ない」と述べ、配慮の余地がないと結論づけた。

また、被告が中央に協力して抗戦に貢献した件についても、「被告の犯罪手段や犯罪による危害の甚大さを勘案して、抗戦に若干協力しただけでは、罪の部分はまったく相殺できない。よって、この問題についての再調査はもはや必要ない」と述べて、被告の重慶に協力した秘密工作も量刑の対象にならなかった。

そして、「上訴文」で異議を訴えた第二点、すなわち、公平なる弁護が保証されていない問題について判決文は、「高溶氏は公設の弁護人であり、審理が始まる前に被告に接見しなかったとはいえ、開廷の日に出廷して弁護を行なった。この問題で、審判の手続きの公正性を批判しても当を得ない。よって、上訴文がこの問題で再審を求めていることは、まったく取るに足らない」といい、弁護のあり方の正当性を主張して、被告側の意見を一蹴した。

さて、六月三日の死刑執行を待つ間に、陳公博は「精神的には落ち込み、食事は入らず、夜も眠れない」毎日がつづいたが、自らが置かれている状況について、「今日全国の世論は沸騰し、誰しも陳公博を死刑に処すべしとい

う。罪を償う以外にもはや余分なことをいいたくない」との認識をいだくようになり、「もはや罪に対する判決は下されている。こうなったら、逆に落ち着いてきた。というのも、私は早くから死をもって国民に謝る準備をしてきた。死の準備を完了した人にはなにも怖いもの無し」[11]と、死への覚悟を整えていった。

この裁判の性格について陳公博は冷静に分析していたとの情報もある。[12]すなわち、自らの「生死は罪の度合いや、法律の条項によって決まるのではない」と彼は考えた。というのは、「裁判所には最終的な判断を下す権限はない。裁判所の決定は形式にすぎない。最終的に結論を出すのは蔣介石である」と彼はいい切る。彼の分析によれば、蔣介石が彼に対する刑罰を決めるとき、二つの問題を考慮に入れるだろう。一つは国民党と共産党との和平交渉の展開であり、もう一つは国民党内部の派閥闘争のことである。

前者についていうと、もしも国共双方が和戦を決めず、交渉が長期化すれば、蔣介石は国民党の各派閥の支持を得ることによって、共産党との交渉力を強化する方法を考えるだろう。そうなると、旧汪兆銘派の代表としての彼自身も無事放免される可能性が高い。ところが、もしも交渉が決裂した場合、内戦は避けられず、蔣介石も必ず軍事独裁を実行する。そうなると、蔣介石は反対派を排除する方向に動きだし、陳公博の運命も楽観を許せない。逆に、国共の和平交渉が順調に進められ、内戦が回避された場合、蔣介石は抗戦に消極的であったこと、反共には積極的であったことを隠すために、汪兆銘派を死に追い込むだろう。

一方、後者についていうと、当時国民党内の戴季陶、居正及び何応欽ら「元老派」といわれた人々は、実力派の「CC派」に対抗するために汪兆銘派を利用しようとしていた。汪兆銘派のなかで、陳公博は唯一利用できる人物と思われていた。一方の「CC派」は占領地の物資を横領しているが、その内情を知っているのが陳公博である。

この秘密を守るために、「CC派」は陳公博を殺すに違いない。

以上が陳公博の分析であったが、周仏海に対する裁判のあり方を考えれば[13]、陳公博の推測はそう見当違いではなかったようである。

三、文化人・周作人の場合

知日派の文化人周作人も終戦後、「文化漢奸」として被告席に立たされたことは、周知の事実である。

周作人が訴追された主な罪状は、具体的な「漢奸」活動というよりも、日本占領下の北京でいくつかの教育関連の要職についたことであった。すなわち、民国二八年八月湯爾和に慫慂されて北京大学教授兼文学院院長に就任し、日本人を教授に採用したこと、三〇年一月に華北政務委員会常務委員兼教育総署督弁に昇任し、偽政府の政令を遂行したこと、同年一〇月東亜文化協議会会長を兼任し、日中両国の文化交流を促進したこと、三二年六月に華北総合調査研究所副理事長を兼任し、敵の華北資源調査と研究に協力したこと、三三年五月、『華北新報』理事と報道協会理事に就任し、敵に有利な宣伝をおこなったこと、同年一二月、中日文化協会華北分会理事長を兼任し、中日文化の交流をおこなったこと、などである[14]。起訴書が作られる前に、四六年六月一二日、周作人に対する尋問調書が作成された。尋問を受けた周作人は七月一五日に「弁訴状」[15]を作成し、一、教育の要職に就任した動機、二、職務の性格、三、罪の有無について述べた。

まず、就任の動機であるが、周作人は北京大学の教授に就任したのは、大学が南遷する前に蔣夢麟校長に命じら

れ、大学の財産を守るためであったと指摘した。また、民国二八年、日本占領下の北京大学が成立すると、周作人が教授を引き受けた最大の理由について、「この国家存亡の秋に、青年の教育は重大問題であり、教育は途絶えてはいけないし、悪化してもいけない。誰かが危険を冒して教育を維持し、敵の奴隷化教育に抵抗する人が必要である」と彼は弁解する。彼は「学校は偽になっても、学生は偽になってはならない、政治は偽になっても、教育は偽になってはならない」という表現を使い、その就任の動機を正当化した。

次に、職務の性格について、周作人は「北京大学文学院院長に六年間、教育総署督弁に二年間在職したことだけは本職であり、その他はいずれも兼職であった」という。すなわち、ほとんどの職務は名前だけのものであり、実際の活動をともなわなかった。

最後に、罪の有無について、周作人は「華北の教育は奴隷化されたかどうかが唯一の基準」との考えを示し、一九四五年一一月一七日付『華北日報』及び同年六月三日付『大公報』の記事を根拠に、自らの無罪を立証した。すなわち、『華北日報』に中央教育部長朱家驊が北平を視察したときの談話が掲載され、それによると、朱部長は「華北の教育は奴隷化されていない」と明言している。また、『大公報』は蔣介石の北平においておこなった「学生は偽ではない」という訓話を掲載したのである。政府の要員と最高指導者が華北の教育の愛国的性格を評価したのだから、当然周作人の無罪も立証されるという論理であった。

また、日本人を教授に招聘したことや教科書を改訂したことは、臨時政府成立初期からおこなわれたことであり、周作人本人が直接推進したものではないと力説した。

さらに、周作人は自らの無罪を証明するために用いた有力な証拠は一九四二年一一月に執筆した論文「中国の思

想問題」[16]とそれによって誘発された片岡鐵兵発言である。

問題の論文の一節を紹介する。

「中国人民の生活の要求は単純であるが、一方また、切実である。彼は生存を求める。彼の生存の道徳は、人を損じて己を利しようとは願わぬが、さりとて、聖人のように己れを損じまでして人を利することはできない。他の宗教的な国民なら、天国が近づいたと夢想して、永生を求めんがために湯火を踏むこともあろうが、中国人にそんな信仰心はない。彼は神や道のために犠牲になることを肯じない。だが彼も時に、湯火を踏んで辞せぬことはある。もし彼が生存の望みを絶たれたと感じたときには、鋌セラレテ険ニ走ル、急ナレバ将タ安ンゾ択バン、ということになるだろう。……中国人民はひごろ平和を愛する、時として忍耐が過ぎると見えるまでに。だが、耐えきれなくなれば、一変して本来の思想態度を天外に投棄て、反対に野性を発揮する。だからといって、誰をとがめられるだろう。俗に喧嘩両成敗という。不仁によって不仁を招くのは当たり前でなかろうか。……重要なのは乱を防ぐことだけである。乱を防ぐにはまず乱をかもすものを防がねばならぬが、その責は政治にあって教化にはない。……乱の機会と条件をつくらぬ、というのは消極的な仕事であるが、その功験は思想を粛正するよりはるかに大であろう。……」[17]

この論文を執筆した動機について、四六年七月一九日の公判の席上できかれたとき、周作人は「日本人の新民会や興亜院は中国人の思想を奴隷化しようとし、大東亜建設の名のもと、中国を滅ぼし、新たな中心思想を樹立しようとした。私はこの本を執筆したのは、中国には中国の中心思想があるということを主張するためであり、民族の生存を求めるためであった」と説明した。[18]実は、この周作人の論文をめぐって、一九四三年東京で開かれた第二回

「大東亜文学者大会」を舞台に一大波乱が起こった。大会に出席した作家片岡鐵兵が次のような演説をおこなったのである。

「その敵の一つとして、特に只今私が問題と致したいのは、和平地区にありながらなほ諸君の理想や熱情や、あるいは文学活動に対立する表現を示す、有力な文学者の存在であります。もちろん此処でその人は誰であるかといふことをはつきり明言することは差控へたいと思ひますが、彼は極めて消極的な表現、思想や動作をもつて、諸君やわれわれの思想に敵対を示す老大家であると仮想するのは許すべからざる誣罔の前提でありませうか。諸君やわれわれの大東亜建設の理想は新しい思想であり、謂はば青年の理想であります。東亜の古い伝統を今日の歴史のなかに新しく活かすといふことは、今日の歴史を精神にも肉体にも加味せしめて、今日の刻々を生命としてゐる青年の創造的意欲のみが志し得る困難な事業ではないかと思ひます。それは年齢の問題ではございません。白状しますと、私も五十歳になるのですがしかし歴史の荒波が、大東亜戦争が、私を若返らせ、大東亜建設の理想が私を青年にしたのであります。いはんや私より若い諸君、諸君の憤りは青年の理想を嗤ふ老生の精神に向つて爆発しなければならぬと思ひます。私はそれを確信して疑はないものであります。

特に左様な老大家は世の俗物共の信頼の的であるだけに、その影響力を民衆や知識層から切り離すためには、彼の過去の文学的功績を顧みてはいられないのであります。人情においては忍び難しと致しましても、民衆を挙国一致に組織しなければならぬ新中国の緊急の必要のためにも彼は容赦なく粉砕する必要があるのであります。諸君の文学活動は新中国創造の線に沿つているのであります。然るに彼の老大家は、今日の中国が如何な

る歴史のなかに呼吸し如何なる世界情勢のもとに置かれてあるかを毫も考慮することなく、自分一人勝手な、さうして魅力豊かな表現を弄びながら、暗に諸君を嗤ひ、さうして新中国の創造には如何なる努力も敢へてしないのであります。彼はもはや諸君とわれわれの前進への邪魔物であり、積極的な妨害者でさへあります。彼は全東亜にとつて、破壊しなければならぬ妥協的な偶像であります。古い中国の超越的事大主義と、第一次文学革命で獲得した西洋文学の精神との怪奇なる混血に過ぎないのであります[19]」。

すなわち、この演説を周作人が逆用して、自らの反日本的な思想と行動を証明しようとしたのである。当然ながら、この「中国の思想問題」に対する日本人の心証を逆用することの論理的な弱さは一部の学者によって指摘されている[20]。いわば、「文人周作人の美的倫理的な『生活芸術』をいたく傷つけ」たというのである。しかし、ここで注目しているのは、こうした文人の美学の問題ではないので、この問題について、多くは論じられない。ただし、この問題についての周作人の一連の陳述は、裁判の結果を大きく左右したものにならなかったようである。

四六年六月一八日に提出された沈兼士前輔仁大学教授らの証人書類[21]は、もっぱらこの片岡鐵兵の問題を取り上げ、周作人は消極ながら日本の支配に抵抗したことを証明した。

また、北平臨時大学補習班教授徐祖正ら文化人五四人の連名で法廷に出した書類もこのことを重要な材料として、周作人の無罪を立証した[22]。

しかし、一九四六年一一月一六日に下された判決書[23]で、周作人に一四年の有罪判決がいい渡された。もちろん、周作人がもっとも強調した論文「中国の思想問題」は、まったく量刑の対象にされなかった。

判決書がいうには、「被告は日本保護下の組織と学校などの部門において首長あるいは重要な職務を担当した。

この事実は偽組織内の首脳と歩調を合わせていることを物語っている」。また、被告は在任した職務の多くは兼任だと主張しているが、これらの組織は「すべて日本人の監督下におかれていたため、組織にいる被告は最低限でも、日本人の意見に付和雷同したに違いない」。このことから推断して、「被告の奴隷化教育を推進した罪は免れない」というのである。

ところで、多くの「漢奸」が極刑に処せられたに比べ、周作人の懲役一四年はやや軽い判決と思われる。それは文化人を中心に彼のために多くの弁護書類を提出したことと無関係ではない。

北京大学の弁護書類によって、周作人の文学院院長在任期間中、校舎が数カ所増築され、図書館の書籍も事変前より七万四千冊あまり増加したことが証明された。また、北平図書館の報告によると、被告が教育総署督弁在任中、北平図書館はその管轄下にあったが、図書の損失は一切なかった。さらに、国民党北平特別市執行委員会の弁護書類によると、被告は国民党の地下工作員を保護するための仕事にも従事した。これらの公的機関や公務員からの証言は、裁判官の心証を大きく影響したことは容易に推測できる。

さて、第一回の判決に周作人は不服を表明し、一一月二八日と一二月一七日に再審理を求めて最高法院に上訴書[24]を提出した。上訴書では、六三才の老人に対し懲役一四年に減刑しても、無期懲役と大差はないと述べて、さらなる寛大な処分を求めた。そこで活用された根拠は、依然として例の「中国の思想問題」という論文であった。

一二月一九日に下された「最高法院特種刑事判決」[25]で、周作人は懲役一〇年に減刑された。しかし、減刑の理由は「中国の思想問題」の論文が評価されたからではない。判決文によると、「上訴人は偽職に在任し、敵と同じ立場に立ち、全面和平を主張し、抗戦の国策に反抗した。この論文は、敵に我が国に対する統治の方法を献策したも

のとは証明しがたいが、やはり日本の圧迫下にある偽政府の叫び声を代弁したものである。日本文学報国会代表片岡鐵兵の批難があったからといって、敵国と通謀した罪を免除するわけにはいかない」。

一方、滅刑された理由について判決は、「被告が担任した偽職は文化関係のものであり、重大な罪はなかった。しかも抗戦にも協力し、人民に有利な行いもした」と述べた。

周作人は最後まで「親日派」・「漢奸」の汚名返上に成功しなかった。一度傀儡組織に身を投じた人間は、身の潔白を証明することの難しさを体験した人は、周作人一人ではなかった。裁判の被告席に立たされた数多くの人間のなか、「漢奸」ではなかったと立証できた人は一人もいなかった。というより、一人も許されなかったといった方が正しい。それだけ中国人の「漢奸」をみる目が厳しいのである。

四、終わりに

周作人はたびたび南宋の秦桧を引き合い出して「主戦」と「主和」について論じたことがある。[26] 彼の中国文化批判は実に痛烈である。彼によれば、「世間では彼の講和を非難するが、これは彼の最たる罪ではない。われわれは彼から数百年もあとに生まれたものであり、南宋の和戦の是非についてとやかくいうのは、見当違いも甚しい[27]」。

「秦桧が和平を主張した結果、国の半分を温存することができた。彼は金の奴隷のような皇帝になった劉豫や張国昌よりましだ。世間が岳飛を殺した秦桧を非難するのは、『精忠岳伝』の宣伝があるからである。国民の喜怒哀楽が何冊の小説や劇の台本で決まることは、天下の笑いものである」。

「恨みがあれば、揚げ物にその人の名前を付けて喰ってしまう。このような民族性は誉めるに足らない」「子供の頃、西湖を訪れたとき……岳飛の墓前に四つの鐵の彫像が置かれていた。それは秦と王らの四人を表しているのではない。むしろ中国民族の醜さを表しているのだ。四〇年経った今日もこのような印象は一向に変わらない。……このような民族は如何に存続していけるだろうか」「秦檜に対する再評価はおこなってもいいのではないか。こうすれば、思想自由の基礎も打ち立てられるだろう。……しかし、秦檜の再評価は難しい。私の友人がいっているように、和は戦より難しい。戦って負けても民族の英雄になれる。しかし、和平を成立させても、永世の罪人である。故に、和を主張するには、もっと政治的定見と道徳的精神力が要求される」。

周作人が以上の文章を執筆したのは、日中戦争開始前の一九三六年九月である。無論、当時彼は一年後に自分が日本の占領地に留まり、「文化漢奸」と評されるなど、予想もしなかったし、ましてや一〇年後に自分が秦檜と同類の人物として扱われることなど、夢にも思わなかったに違いない。秦檜の悪行をあばき、あの世の果てまで追いかけて、徹底的に懲罰を加えようとする発想[28]は、中国文化に内蔵している「主和」に対するきびしい見方として、延々と生き延びたのである。そのため、日中戦争後の漢奸裁判における「漢奸」たちの弁明は裁判官にとって、何ら価値もなかったのである。敵国に通謀したという一点だけで、死刑に処するのに充分であった。これが漢奸裁判のあり方を決定づけたもっとも重要な原因といえよう。

逆にこのような裁判のあり方は、今日の歴史研究と日中関係に無視できない影を落としているのも否定しがたい事実である。

本論の目的はいわゆる「漢奸」を再評価することではない。ある学者が一〇年も前に指摘しているように、現在

の中国において、「日本に屈しなかった蔣介石への評価の高まりは、逆に汪精衛への断罪を一層厳しいものにし、国家統一の観点からする国民政府評価の高まりはナショナリズムを踏み外した汪政権との間にあった溝の深さを一層強調することとなった。いうまでもなく『抗日か売国か』は今日の中国においても依然試金石たり続けているのである」[29]。これも紛れもない事実である。しかし、「抗日」と「売国」以外に、選択の余地がなかったどうかという問題も、日中戦争の重要なテーマとして研究されなければならない。また、漢奸裁判の実態を解明することは、日中間に存在する様々な歴史問題と今日的な問題への解答を発見する一助ともなろう。

注

（1）茅海建『天朝的崩壊』（生活・読書・新知三連書店、一九九三年）。

（2）拙稿「審判記録が語る『漢奸裁判』」（『早稲田人文自然科学研究第53号』、一九九八年）を参照。

（3）朱金元、陳祖恩『汪偽受審記実』（浙江人民出版社、一九八八年）二三一二四頁。

（4）「江蘇高等法院検察官起訴書」（南京市档案館編『審訊汪偽漢奸筆録』上、江蘇古籍出版社、一九九二年、四〇一四一頁、以下『筆録』と略す）。

（5）「陳公博之答弁書」同前、四五一六〇頁。

（6）同前、五九頁。

（7）同前、六〇頁。

（8）「江蘇高等法院刑事判決」（民国三五年度特字第三七五号）（一九四六年四月一二日）、同前、六四一六九頁。

（9）「李励荘為陳公博声請復判状」、同前八三一八七頁。

（10）「最高法院特種刑事判決」（三五年度京特復第一一九号）、同前、八七一九三頁。

（11）「陳公博獄中日記」、安徽省図書館所蔵。

（12）耿力元「偽廷後任首脳陳公博」、華東七省市政協文史会議編『汪偽群奸禍国記実』、四一頁。

(13) 前掲、拙稿「審判記録が語る『漢奸裁判』」を参照。
(14) 「首都高等法院検察官起訴書」、(一九四六年六月一七日)、前掲『筆録』下、一四三二頁。
(15) 「周作人弁訴状」、同前、一四四七-一四五一頁。
(16) 『周作人文類編1・中国気味』所収、(湖南文芸出版社、一九九八年)、八一〇-八一七頁。
(17) ここで引用した訳文は木山英雄『北京苦住庵記』(筑摩書房、一九七八年)一八六-一八七によった。
(18) 「首都高等法院審判筆録」、前掲『筆録』下、一四五九頁。
(19) 前掲木山英雄『北京苦住庵記』、二四〇-二四一頁。
(20) 同前、二八三頁。
(21) 「沈兼士等為周案出具証明致首都高等法院呈」、前掲『筆録』下、一四三三頁。
(22) 「徐祖正等為保周作人致首都高等法院呈」、同前、一四三六-一四三九頁。
(23) 「首都高等法院特種刑事判決」(三五年度特字第一〇四号)、同前、一四七九-一四八三頁。
(24) 「周作人声請復判状」および「周作人補具復判理由状」、同前一四八三-一四八六頁。
(25) 同前、一四八六頁。
(26) このことについて論じた周作人の代表作は、一九三五年三月二一日付『華北日報』に掲載された「岳飛与秦檜」であろう。
(27) 周作人「再論油炸鬼」(前掲、鐘叔河編『周作人文類編・中国気味』所収、七六三-七六五頁)。
(28) 井波律子『裏切り者の中国史』(講談社、一九九七年)二二〇頁。
(29) 古厩忠夫「解説・汪精衛政権問題学術討論会について」(『歴史評論』、一九八八年第六号)。